

売買約款

本契約：本書は、本書の表面に記載されている売主（「売主」）が、購入者（「買主」）の見積依頼書に対応する際、又は別段の定めに従い買主から発注があり、売主がこれを承諾した場合に製品及び／又はサービス（「本製品」）を買主に販売する際の条件を定めたものである。すべての注文は、本売買約款（「本約款」）に従って承諾され、これを注文の内容に組み込む。売主に発注することにより、買主は本約款に同意する。本約款は、売主が書面により、買主が提出した又は要求した注文書又はその他の文書に含まれる異なる条件又は追加の条件を、明示的に承諾した場合を除き、かかる異なる条件又は追加の条件に優先する。売主が注文を受諾した場合、本約款及び本書は、本契約に定める製品の売買に関する買主と売主との間における「本契約」を構成する。

引渡し：売主は、買主の注文書に記載された引渡日の遵守を試みるが、その不達成の責任を負わない。売主が指定する引渡日時は、見積りに過ぎない。売主は、早期出荷、割当出荷又は分割出荷を行い、これに応じて買主に代金を請求する権利を有する。納品書に売主が記載した重量及び数量は、引渡しから 7 日以内に誤っていることの証明が売主になされない限り、正しいものとみなされる。

変更：買主は、注文の処理開始後は、売主の書面による承諾を得ない限り、注文の修正、取消し又はその他の変更を行ってはならない。かかる取消し、修正及び変更は、かかる変更に関連する費用、経費及び損失の売主への払戻しを含む、当該時点において売主が課す追加条件に従うものとする。売主は、引渡予定日を変更することもできる。

支払い：支払条件は、売主の書面による別段の合意がない限り、売主の税金請求書に従うものとする。売主は、本製品の出荷時に請求書を発行するものとする。各分割引渡しは、支払いに関して個別の注文を構成する。支払いは、請求書に明記された支払指示、場所及び通貨にて行われるものとする。期日経過後に未払いの金額には、月利 1.5% 又は法律で認められる最高利率のうちいずれか低い方の利息が発生する。売主に対して支払われるべき金額のいかなる部分も、買主が売主又はその他の当事者に対して有する可能性のある反対請求権、相殺権、調整又はその他の権利により、減額することはできない。買主が支払期日に 1 回以上の出荷分の支払いを行わなかった場合、売主は、他の救済に加えて次のいずれかの権利を有するものとする：(a) 将来の引渡しを停止し又は取りやめること、又は (b) 出荷／引渡し以前に現金の支払いを要求すること。買主の財務の健全性が売主にとって満足のいくものではなくなった場合、売主は、その後の本製品の引き渡しを進める前に、現金の支払い又は満足のいく保証を要求することができる。買主は、要請に応じて売主に対して信用情報を提供することに同意する。

価格：受諾された注文書の表面に別段の定めがない限り、本製品の価格は、注文の受諾日に売主が決定するものとする。売主の価格見積りは暫定的なものに過ぎず、売主は、いつでも当該価格を変更する権利を留保する。価格には税金、関税、出荷費用及びその他の料金は含まれておらず、場合によっては材料費の追加料金を反映していないことがある。

税金及び料金：買主は、本契約に基づき販売される本製品の生産、販売、輸送、引渡し又は使用に伴い、政府機関によって課されるすべての税金（売上税、使用税、付加価値税、総収入税、関税、公課、物品税又はその他の類似の料金を含む。但し、売主の所得に課される税金を除く。）、並びに関連する利息及び罰金の支払いを負担し、その責任を負うものとする（また、これらにつき売主を補償するものとする。）。売主は、適用法により売主が買主から回収することを義務付けられた税金を買主に対する請求書に記載し、かかる税金を適切な政府機関に適時に送金するものとする。買主が売主に対して行う支払いには、税金の源泉徴収がないものとする。

出荷、所有権及び危険負担：売主から別段の指定がない限り、売主は、取引条件 FCA、出荷地点（2020 年インコタームズ）に従って本製品の出荷及び引渡しを行う。本製品の所有権及び危険負担は、出荷地点で本製品が運送業者に引き渡された時点で買主に移転する。

使用許諾の不存在：本契約に基づく本製品の販売は、当該本製品に関する特許、商標又はその他の知的財産権に基づ

く権利又は使用許諾を買主に譲渡するものではない。売主は、本契約に基づき販売される本製品に対するすべての知的財産権の所有権を保持する。

保証：売主は、買主への引渡し時において、本契約に基づき販売される本製品が、当該製品に対する売主の標準仕様書に適合することを保証する。買主が企図する使用及び用途に対する本製品の適合性の判断については、買主が単独で責任を負うものとする。本製品の使用及び用途に関して売主がなす提案又は推奨は信頼できるものと考えられているが、買主その他の者による使用及び用途の態様には売主の支配が及ばないため、売主は、得られる結果の保証を行わない。売主は、次に起因して生じた請求については責任を負わない：1)買主又は第三者の過失、2)本製品の改変、汚染又は誤用、3)買主の要請に応じて行う設計又は改良、4)買主が、売主が提供する、又は業界基準に従った健康及び安全に関する指示に従わないこと、5)買主が本製品の適切な取扱い又は保管ができないこと（環境条件による場合を含む。）、及び／又は6)買主が法律を遵守しないこと。さらに、売主は、次の場合は保証請求について責任を負わない：1)請求期間経過後に提出された場合、又は2)売主が、当該請求に係る本製品を検査する合理的な機会を与えられず、買主が売主の要請に応じて本製品を売主に返品しない場合。

請求期間・免責：いかなる場合においても、買主は、いかなる保証請求も行ってはならず、違反の発見後7日以内又は請求に係る本製品の引渡し後6ヶ月以内のいずれか早い方の日より後には、売主に対していかなる申立てもしてはならない。請求又は申立てについて買主が該当する期間内に書面により売主に通知しないことは、当該請求又は申立ての絶対的かつ無条件の権利放棄を構成するものとする。本約款に定めがある場合を除き、売主は、法律上の原因によるものかその他によるものかを問わず、明示的又は黙示的を問わず、他のいかなる保証（商品性、特定目的への適合性及び／又は権利侵害に対する黙示の保証を含むが、これらに限定されない。）も行わない。買主は、購入した製品の単独使用、他の物質との併用又はいずれかの工程における使用のいずれかを問わず、当該製品の使用に起因するすべての危険を負担する。

責任制限：契約違反、保証違反、不法行為（過失を含む。）に係るものであるか、又はその他に係るものであるかを問わず、あらゆる請求に関する売主の唯一の責任及び売主に対する買主の唯一の救済は、売主の選択により、次の事項に限定される。(a)代替製品の出荷、(b)製品の改良、又は(c)買主への本製品の購入価格に等しい金額の払戻し又は信用状の発行。上記にかかわらず、売主は、売主の保証若しくは本約款の違反、又は本製品に起因若しくは関連して生じる原因に起因又は関連して生じる派生的損害、間接的損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は拡大損害（利益の喪失、機会の喪失又は価値の減少を含むが、これらに限定されない。）については、いかなる場合においても買主に対する責任を負わないものとする。法律により認められる範囲において、本規定と矛盾する制定法上の救済は、買主が明示的に放棄する。上記を制限することなく、いかなる場合も、売主の責任は本製品の購入価格を超えないものとする。不適合であると主張される本製品は、本契約に規定される場合を除き、返品又は廃棄されないものとする。売主は、買主又は第三者の作為、不作為又は不実表示に起因する損失、損害、費用又は経費について、いかなる場合でも責任を負わないものとする。

買主の義務：本契約に定めるその他の義務の他に、買主は、本契約に基づき引き渡された本製品及びコンテナの取扱い、使用又は用途に起因する損失又は損害に対するすべての危険及び責任を引き受ける。買主は、当該本製品及びコンテナの取扱い、保管及び使用に関与する者及び／又は財産に対する危険に精通し、（売主に頼らずに）絶えず情報を提供することに同意する。買主は、当該本製品の取扱い又は使用を行うか、取扱い又は使用を予見できる従業員、顧客、代理人、販売店、コンサルタント、独立請負業者及びその他の者に危険について助言するものとする。買主は、本書により、次のいずれかに起因する請求（売主の重過失又は故意の違法行為の結果であると最終的に判断された場合を除く。）の結果生じるあらゆる責任、損失、費用又は損害（合理的な弁護士費用を含む。）について、売主、その子会社及び関連会社、並びにそれぞれの取締役、株主、従業員、代理人、承継人及び譲受人に発生する費用を補償し、防御し、免責することに同意する。(a)買主又はその関連会社による本製品の使用又は取扱い（本製品がその他の素材、物

質若しくは装置と組み合わせられるか、又は製造工程において使用されるかを問わない。)、(b)買主又はその関連会社による法律の不遵守、及び(c)買主又はその関連会社(本条において、買主及びその関連会社とは、買主及びその関連会社の役員、取締役、従業員、代理人及び代表者を含む。)による本製品の使用又は取扱いの結果として生じる、知的財産権の悪用及び/又は侵害(特許、商標又は著作権の侵害を含むが、これらに限定されない。)。売主が本約款に基づく自己の権利を執行するために訴訟を提起し、当該訴訟で勝訴した場合、売主は、本契約に基づく自己の権利を執行するために、買主からすべての費用及び経費(合理的な弁護士費用を含むが、これらに限定されない。)の償還を受ける権利を有するものとする。

不履行に対する免責: 売主は、買主の支配を超えた事由(売主の作為若しくは不作為、天災、パンデミック、ストライキ若しくはその他の労働争議、テロ行為、戦争、工場閉鎖、政府当局の法律、命令、規則、勧告若しくは要請の自発的若しくは強制的な遵守、燃料、材料若しくは部品の入手不能、輸送の遅延若しくは不能、機械若しくは装置の故障、火災、爆発若しくは事故を含むが、これらに限定されない。)による不履行又は履行遅延については、責任を負わないものとする。また、売主は、本製品の製造に必要な原材料を(商業上合理的な方法で)入手できない場合、免責されるものとする。当該事由が発生した場合、売主は、その決定に従って残りの生産及び/供給を顧客に配分する権利を有するものとし、買主は、本契約により、結果として生じた注文の不完全履行に関する責任につき売主を免責する。

返品: 売主の書面による事前承諾を得ない限り、いかなる適合製品の買主による返品も受け入れられず、いかなる注文も買主によって取り消すことはできない。かかる承諾は、売主の単独の裁量により行われ、売主は、返品された本製品に25%の返品手数料を課すことができる。すべての本製品は、売主が提供する指示に従い、買主の単独の費用負担で、売主に返品されなければならない。売主は、「使用期限」が過ぎた本製品又は残りの品質保持期間が50%未満の本製品を受け入れることに同意しないものとする。

リターナブルコンテナ: 出荷においてリターナブルコンテナを使用する必要がある場合、当該リターナブルコンテナの所有権は売主に帰属するものとし、本製品の引渡し(運賃着払い)から60日以内に良好な状態(通常損耗を除く。)で売主に返却されるものとする。買主が売主にコンテナを返却しなかった場合、又は適切な状態で返却しなかった場合、買主は、売主の要請に応じて、リターナブルコンテナの合理的な金額を売主に支払うことに同意する。売主は、単独の裁量で、リターナブルコンテナの保証金を要求することができる。すべてのコンテナは、返却前に空であり、残留物がないものとする。

法律の遵守: 各当事者は、本契約の履行において、適用されるすべての法律並びに政府の規則、規制及び命令を遵守するものとする。

貿易制裁の遵守: 買主は、米国、欧州連合、並びに買主及び売主が設立され、若しくは事業を行い、又は本製品を供給する、若しくは本製品が供給されるその他の関連する国及び/又は法域の適用されるすべての貿易法、制裁プログラム、輸入及び/又は再輸出管理法、規制、法令、ガイドライン及び方針を遵守する。買主は、本契約に従い売主から購入又は受領した本製品の受領、輸入、輸出、再輸出、譲渡、販売又は使用が、(i)随時修正される、適用されるすべての輸入、輸出管理及び制裁の法律、規制、命令及び要件(米国、欧州連合、並びに買主及び売主が設立され、事業を行い、又は本製品が供給されるその他の関連する国及び/又は法域のものを含むが、これらに限定されない。)、並びに(ii)該当する本製品の受領、輸入、輸出、再輸出、譲渡、使用又は販売に関連するライセンス、認可、一般的ライセンス又はライセンスの例外の要件に従う場合を除き、行われなことを保証する。買主は、米国及び欧州連合の双方により実施されている現行の適用される制裁プログラムをすべて見直すものとする。買主の情報については、<https://ofac.treasury.gov/sanctions-programs-and-country-information> 及び <https://www.sanctionsmap.eu/#/main> を参照のこと。

反ボイコット法の遵守: 買主は、米国の反ボイコット法の規定を遵守することに同意し、アラブ連盟によるイスラエルのボイコットにも、個人、企業又は国家に対する承認されていない外国のボイコットにも参加しない。ボイコット

への参加要請があった場合は、速やかに売主に開示され、米国商務省産業安全保障局の反ボイコット・コンプライアンス室 (OAC) に報告されるものとする。

腐敗行為防止法の遵守：買主は、次の事項を証明する：(i) 現在及び将来にわたり、売主の海外腐敗行為防止法／汚職防止ポリシー（「本ポリシー」）（売主のウェブサイト：www.elementsolutionsinc.comにて入手可能である。）及び適用あるすべての汚職防止法（米国海外腐敗行為防止法を含むが、これに限定されない。）（「適用法令」と総称する。）を完全に遵守すること、並びに(ii) 現在及び将来にわたり、直接又は間接に、次のいずれの者にも金銭又は有価物の支払い、提供、支払いの約束を行わず、又は支払いを許可しないこと：(a) 取引を獲得若しくは維持するか又はその他不正な利益を得る行為又は決定に影響を与える目的で、政府職員、公務員、政党又は公職の候補者、又は(b) 受領者が自己の忠実義務又は信頼の侵害を引き起こすと合理的に予想され得る個人。売主は、本ポリシー及び適用法令の遵守を検証するために、買主の帳簿及び記録を監査し、その他の内部レビューを行うことができる。買主が、売主、いずれかの売主の関連会社、又は本契約に関連する買主若しくはその代表者の行為に関わる本ポリシー又は適用法令の違反を知り、知るべき根拠を有し、又は違反を疑う場合、買主は、直ちに売主に書面により通知することに同意する。

雑則：買主は、本契約を譲渡することはできない。本契約のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所により無効又は強制的に実現不能と判断された場合、当該規定は、本契約のその他の規定に影響を及ぼすことなく、本契約の意図された効果を有効、適法かつ強制的に実現可能な方法で達成するように可能な限り修正され、それが可能でない場合は、その範囲で削除され、無効となるものとする。両当事者は、本契約に基づく本製品の販売に対する国際物品売買契約に関する国連条約の適用を除外する。本契約は、売主の主たる事業所の法域の法律に準拠し、買主は、売主の主たる事業所の法域の裁判所の管轄権に服することに同意する。別段の定めがある場合を除き、本契約に定めるすべての通知は、書面により、実際の配達、電子メール又は配達証明付きの書留郵便若しくは内容証明郵便のいずれかの方法で行われるものとし、直接手渡されたか若しくは電子メールで送信された日、又は郵便料金前払いで投函されてから 3 営業日後に受領されたとみなされるものとする。両当事者間で訴訟が生じた場合、勝訴した当事者は、その合理的な弁護士費用を回収する権利を有する。本約款の第 1 段落に規定する場合を除き、本書は、本製品の売買を対象とする両当事者の書面による完全な合意を構成し、本契約の主題に関して本契約に含まれていないいかなる了解事項、合意事項、表明事項も、明示的にも黙示的にも存在しない。売主が書面により承認しない限り、本約款の修正は売主を拘束しないものとする。